

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告 示

- 令和二年度東京都補正予算の公表……………一  
……………(財務局主計部議案課)……………一
- 都市計画の変更(十八件)……………(都市整備局都市づくり政策部広域調整課・市街地整備部企画課)……………三
- 都市計画の決定(三件)……………(都市整備局市街地整備部企画課)……………六
- 平成七年東京都告示第三百五十四号(建築基準法による屋根の構造制限区域の指定)の一部改正……………(都市整備局市街地整備部建築企画課)……………七
- 平成十九年東京都告示第七百六十五号(建築基準法による中間検査に係る特定工程等の指定)の一部改正……………(同)……………七
- 昭和四十六年東京都告示第一千三百二十四の二号(建築基準法の規定に基づく所轄区域を所管する建築主事の指定)の一部改正……………(同)……………七
- 都営住宅の廃止……………(住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課)……………七
- 都営住宅の使用料の変更……………(同)……………七
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………(同)……………二
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………(同)……………二

- ……………(同)……………三
- 平成十八年東京都告示第一千三百六十四号(特定家庭用機器相対評価方法等基準等)の一部改正……………(環境局地球環境エネルギー部地域エネルギー課)……………三
- 平成二十一年東京都告示第一千三百三十六号(東京都建築物環境配慮指針)の一部改正……………(環境局地球環境エネルギー部環境都市づくり課)……………五
- 令和二年東京都告示第二百二十二号(東京都マンション環境性能表示基準)の一部改正……………(同)……………五
- 港区の児童自立支援施設に係る事務の委託に関する規約……………(福祉保健局少子社会対策部育成支援課)……………六
- 漁船損害等補償法による付保義務の発生……………(産業労働局農林水産部水産課)……………六
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………七
- 都立公園の位置、区域及び面積の変更……………(建設局公園緑地部公園課)……………八
- 港湾施設の変更(二件)……………(港湾局港湾経営部経営課)……………九
- 港湾施設の供用中止……………(同)……………九
- 港湾施設の供用再開……………(同)……………九
- 東京都調布飛行場駐車場の駐車券の様式……………(港湾局離島港湾部管理課)……………九
- 東京体育館の休館日の変更……………(オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部調整課)……………一〇
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日……………(同)……………一〇
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の変更……………(同)……………一〇
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の開場時間の変更……………(同)……………一〇
- 東京武道館の開場時間の変更……………(同)……………一〇

### 公 告

- 東京辰巳国際水泳場の休館日の変更……………(同)……………三
- 東京辰巳国際水泳場の開場時間の変更……………(同)……………三
- 若洲海浜公園ヨット訓練所の休館日の変更……………(同)……………三
- 若洲海浜公園ヨット訓練所の開場時間の変更……………(同)……………三
- 武蔵野の森総合スポーツプラザの休館日の変更……………(同)……………三
- 東京都障害者総合スポーツセンターの休業日の変更……………(同)……………三
- 東京都多摩障害者スポーツセンターの休業日の変更……………(同)……………三

### 告 示

●東京都告示第三百七十四号  
令和三年三月二十六日東京都議会の議決を得た令和二年  
度の東京都補正予算を、地方自治法(昭和二十二年法律第  
六十七号)第二百十九条第二項の規定により、次のとおり  
公表する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

令和2年度東京都一般会計補正予算

予算総則

令和2年度東京都一般会計の補正予算(第20号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第1条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、工事請負契約及び物件購入契約等に関する債務負担行為を追加し、その事項、期間及び限度額は、「第1号債務負担行為(工事請負契約及び物件購入契約等)補正」による。

第1号 債務負担行為(工事請負契約及び物件購入契約等)補正

(単位:千円)

番号	事項	期間	既定限度額	補正限度額	計
160	新型コロナウイルス感染症緊急対応資金融資利子補給	令和3年度～令和6年度	1,650,000	1,879,500	3,529,500
	合 計		527,565,582	1,879,500	529,445,082

●東京都告示第三百七十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画都 変更する部分  
市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、荒川区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区及び江戸川区の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)

●東京都告示第三百七十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により多摩部十九都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

八王子都市計画、変更する部分  
立川都市計画、  
武蔵野都市計画、  
三鷹都市計画、  
府中市計画、  
調布都市計画、  
青梅都市計画、  
昭島都市計画、  
町田都市計画、  
小金井都市計画、  
日野都市計画、  
小平都市計画、  
国分寺都市計画、  
東村山都市計画、  
国立都市計画、  
西東京都市計画、  
福生都市計画、  
多摩都市計画及  
び秋多都市計画  
都市計画区域の  
整備、開発及び  
保全の方針  
(多摩部十九都  
市計画都市計画  
区域の整備、開  
発及び保全の方  
針)

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)

●東京都告示第三百七十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により島し

よ部六都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

大島都市計画、  
八丈都市計画、  
三宅都市計画、  
神津都市計画、  
新島都市計画及  
び小笠原都市計  
画都市計画区域  
の整備、開発及  
び保全の方針  
(島しょ部六都  
市計画都市計画  
区域の整備、開  
発及び保全の方  
針)

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)

●東京都告示第三百七十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都計画都市再開発の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画都市再開発の方針

変更する部分

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区及び江戸川区の市街化区域の全域

二 関係図書の縦覧 場所

東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課 (東京都庁第二本庁舎十階北側)

●東京都告示第三百七十九号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により八王子都市計画都市再開発の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

八王子都市計画 変更する部分

都市再開発の方針 八王子市の市街化区域の全域

二 関係図書の縦覧 場所

東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課 (東京都庁第二本庁舎十階北側)

●東京都告示第三百八十号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により立川

都市計画都市再開発の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

立川都市計画都市再開発の方針 立川市、武蔵村山市及び東大和市の市街化区域の全域

二 関係図書の縦覧 場所

東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課 (東京都庁第二本庁舎十階北側)

●東京都告示第三百八十一号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により武蔵野都市計画都市再開発の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

武蔵野都市計画 変更する部分

都市再開発の方針 武蔵野市の市街化区域の全域

二 関係図書の縦覧 場所

東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課 (東京都庁第二本庁舎十階北側)

●東京都告示第三百八十二号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により三鷹都市計画都市再開発の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

三鷹都市計画都市再開発の方針 三鷹市の市街化区域の全域

二 関係図書の縦覧 場所

東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課 (東京都庁第二本庁舎十階北側)

●東京都告示第三百八十三号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により府中都市計画都市再開発の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

府中都市計画都市再開発の方針 府中市の市街化区域の全域

二 関係図書の縦覧 場所

東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課 (東京都庁第二本庁舎十

二階北側

●東京都告示第三百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により調布都市計画都市再開発の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

調布都市計画都 変更する部分

市再開発の方針 調布市及び狛江市の市街化区域の

全域

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部

場所 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十

二階北側）

●東京都告示第三百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により青梅都市計画都市再開発の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

青梅都市計画都 変更する部分

市再開発の方針 青梅市の市街化区域の全域

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部  
場所 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十  
二階北側）

●東京都告示第三百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により町田都市計画都市再開発の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

町田都市計画都 変更する部分

市再開発の方針 町田市の市街化区域の全域

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部

場所 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十  
二階北側）

●東京都告示第三百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により小金井都市計画都市再開発の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

小金井都市計画 変更する部分

都市再開発の方 小金井市の市街化区域の全域  
針

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部  
場所 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十  
二階北側）

●東京都告示第三百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により日野都市計画都市再開発の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

日野都市計画都 変更する部分

市再開発の方針 日野市の市街化区域の全域

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部

場所 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十  
二階北側）

●東京都告示第三百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により小平都市計画都市再開発の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

小平都市計画都  
市再開発の方針  
変更する部分  
小平市の市街化区域の全域

二 関係図書の縦覧  
場所 東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十  
二階北側)

●東京都告示第三百九十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二  
項において準用する同法第十八条第一項の規定により国分  
寺都市計画都市再開発の方針を変更したので、同法第二十  
一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に  
より告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

国分寺都市計画  
都市再開発の方  
針  
国分寺市の市街化区域の全域

二 関係図書の縦覧  
場所 東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十  
二階北側)

●東京都告示第三百九十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二  
項において準用する同法第十八条第一項の規定により東村  
山都市計画都市再開発の方針を変更したので、同法第二十  
一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に  
より告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東村山都市計画  
都市再開発の方  
針  
東村山市及び東久留米市の市街化  
区域の全域

二 関係図書の縦覧  
場所 東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十  
二階北側)

●東京都告示第三百九十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二  
項において準用する同法第十八条第一項の規定により西東  
京都市計画都市再開発の方針を変更したので、同法第二十  
一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に  
より告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

西東京都市計画  
都市再開発の方  
針  
西東京市の市街化区域の全域

二 関係図書の縦覧  
場所 東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十  
二階北側)

●東京都告示第三百九十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項  
の規定により、国立都市計画都市再開発の方針を決定した  
ので、同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二  
項の規定により縦覧に供する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

国立都市計画都  
市再開発の方針  
国立市の市街化区域の全域

二 関係図書の縦覧  
場所 東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十  
二階北側)

●東京都告示第三百九十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項  
の規定により、福生都市計画都市再開発の方針を決定した  
ので、同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二  
項の規定により縦覧に供する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

福生都市計画都  
市再開発の方針  
福生市の市街化区域の全域

二 関係図書の縦覧  
場所 東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十  
二階北側)

●東京都告示第三百九十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項  
の規定により、多摩都市計画都市再開発の方針を決定した  
ので、同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二  
項の規定により縦覧に供する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域  
 多摩都市計画都 多摩市の市街化区域の全域  
 市再開発の方針  
 二 関係図書の見覧 東京都都市整備局都市づくり政策部  
 場 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十  
 二階北側)

●東京都告示第三百九十六号

平成七年東京都告示第三百五十四号(建築基準法による屋根の構造制限区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

第一号中「小平市」を削る。

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

●東京都告示第三百九十七号

平成十九年東京都告示第七百六十五号(建築基準法による中間検査に係る特定工程等の指定)の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

第一号中「小平市」を削る。

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

●東京都告示第三百九十八号

昭和四十六年東京都告示第十三百二十四の二号(建築基準法の規定に基づく所轄区域を所管する建築主事の指定)

の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

表中「小平市」を削る。

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

●東京都告示第三百九十九号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第三項の規定により告示する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

名 称

位 置

構造及び規模

戸 数

旭町二丁目第2アパート  
(1号棟)

練馬区旭町二丁目三十五番

中層耐火 三六・二平方メートル

一八戸

旭町二丁目第2アパート  
(4号棟)

練馬区旭町二丁目三十四番

同右 三九・〇平方メートル

二四戸

旭町二丁目第2アパート  
(5号棟)

同右

同右 三六・二平方メートル

一五戸

八王子中野町アパート  
(3号棟)

八王子市中野山王三丁目六番

同右 三三・四平方メートル

三二戸

八王子中野町アパート  
(6、7号棟)

同右

同右 三七・三平方メートル

八〇戸

●東京都告示第四百号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、令和三年四月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート(7号棟)	中央区勝どき5-8	33.6	1	28,200	49,800
一般都営	高層耐火	明石町アパート(4号棟)	中央区明石町2-4	34.3	1	29,600	58,000
一般都営	高層耐火	勝どき二丁目アパート(2号棟)	中央区勝どき2-9	42.0	1	36,900	69,200
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(2号棟)	港区芝5-18	42.2	1	40,300	78,800
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(2号棟)	港区芝5-18	42.2	3	40,900	78,800
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート(3号棟)	港区港南4-5	37.3	1	34,600	76,600
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(1号棟)	新宿区戸山2-19	33.8	1	28,200	62,600
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(1号棟)	新宿区戸山2-10	40.1	1	34,000	78,300
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(3号棟)	新宿区戸山2-33	40.1	1	34,000	78,300
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(1号棟)	新宿区戸山2-11	40.3	1	35,000	75,400
一般都営	高層耐火	本郷一丁目アパート(1号棟)	文京区本郷1-35	37.3	1	33,200	61,800
一般都営	高層耐火	本駒込四丁目アパート(1号棟)	文京区本駒込4-35	42.2	3	36,200	60,100
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート(3号棟)	墨田区文花1-28	37.8	2	25,800	46,200
一般都営	中層耐火	八広三丁目アパート(5号棟)	墨田区八広3-35	32.6	1	22,000	33,700
一般都営	高層耐火	太平南アパート(1号棟)	墨田区太平4-2	42.9	1	31,000	45,500
一般都営	高層耐火	立花一丁目アパート(6号棟)	墨田区立花1-27	42.2	1	29,800	50,400
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート(7号棟)	墨田区泉通2-6	59.7	1	43,700	64,900
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート(4号棟)	墨田区泉通2-4	59.7	1	43,900	64,500
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート(1号棟)	墨田区立花6-8	55.9	1	40,600	73,200
一般都営	高層耐火	八広五丁目アパート(1号棟)	墨田区八広5-10	55.9	2	40,200	72,900
一般都営	高層耐火	大島四丁目アパート(2号棟)	江東区大島4-21	51.2	1	42,300	73,300
一般都営	中層耐火	亀戸六丁目アパート(1号棟)	江東区亀戸6-54	32.6	1	25,200	35,400
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(5号棟)	江東区辰巳1-9	36.6	1	28,600	50,100
一般都営	中層耐火	東砂七丁目第2アパート(3号棟)	江東区東砂7-16	51.0	1	41,600	66,200
一般都営	中層耐火	大島八丁目アパート(1号棟)	江東区大島8-42	33.7	1	25,700	31,800
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート(1号棟)	江東区東陽3-22	37.9	1	30,700	37,200
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート(1号棟)	江東区南砂4-4	43.9	1	36,700	46,300
一般都営	高層耐火	白河一丁目アパート(1号棟)	江東区白河1-5	50.9	1	41,800	75,800
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート(4号棟)	江東区東雲2-4	51.2	1	42,500	79,800
一般都営	高層耐火	扇橋三丁目アパート(1号棟)	江東区扇橋3-20	55.9	1	46,700	68,300
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート(1号棟)	品川区北品川1-7	37.9	2	33,200	72,500
一般都営	高層耐火	東品川第3アパート(6号棟)	品川区東品川3-32	34.3	1	29,400	43,600

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(4号棟)	品川区八潮5-10	59.5	1	52,400	95,100
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(1号棟)	大田区矢口2-21	36.5	1	28,800	38,000
一般都営	中層耐火	大森西四丁目第2アパート(1号棟)	大田区大森西4-13	55.9	1	45,900	77,800
一般都営	中層耐火	八幡山三丁目アパート(1号棟)	世田谷区八幡山3-9	51.0	1	42,100	84,700
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(1号棟)	世田谷区喜多見2-10	62.1	1	49,100	80,800
一般都営	中層耐火	喜多見三丁目アパート(6号棟)	世田谷区喜多見2-10	55.9	1	44,200	73,800
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(7号棟)	世田谷区喜多見2-10	55.9	1	44,200	73,800
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(8号棟)	世田谷区喜多見2-10	52.4	1	40,800	69,200
一般都営	高層耐火	幡ヶ谷二丁目アパート(1号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-1	37.9	2	33,000	70,900
一般都営	高層耐火	渋谷東二丁目第2アパート(3号棟)	渋谷区東2-25	34.4	2	30,800	75,400
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(2-3号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	1	32,300	80,900
一般都営	高層耐火	中野中央二丁目アパート(1号棟)	中野区中央2-22	37.7	1	27,400	47,300
一般都営	中層耐火	下井草三丁目第2アパート(2号棟)	杉並区下井草2-8	51.0	1	39,000	77,700
一般都営	高層耐火	久我山一丁目アパート(2号棟)	杉並区久我山1-3	40.7	1	29,800	60,500
一般都営	中層耐火	井草三丁目アパート(2号棟)	杉並区井草3-5	39.0	1	29,700	54,700
一般都営	高層耐火	堀の内三丁目アパート(1号棟)	杉並区堀の内3-49	37.9	1	28,000	43,400
一般都営	高層耐火	北池袋アパート	豊島区池袋1-13	34.3	1	27,500	36,000
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート(1号棟)	豊島区南大塚2-36	42.2	1	35,800	54,700
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート(2号棟)	豊島区南大塚2-36	37.3	4	31,100	50,800
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート(2号棟)	豊島区南大塚2-36	37.3	1	31,100	51,800
一般都営	高層耐火	駒込二丁目アパート(1号棟)	豊島区駒込2-2	51.2	1	43,200	71,400
一般都営	高層耐火	駒込二丁目アパート(4号棟)	豊島区駒込2-2	51.2	2	43,200	71,400
一般都営	高層耐火	浮間一丁目第2アパート(7号棟)	北区浮間1-5	48.1	1	38,600	65,000
一般都営	中層耐火	王子木町第2アパート(5号棟)	北区王子木町3-12	31.9	1	24,100	46,900
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(2号棟)	北区滝野川3-64	36.7	1	28,000	45,700
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(1号棟)	北区滝野川3-71	42.2	2	33,400	62,400
一般都営	中層耐火	赤羽西五丁目アパート(2号棟)	北区赤羽西5-12	39.0	1	29,600	44,900
一般都営	高層耐火	赤羽西五丁目アパート(5号棟)	北区赤羽西5-11	37.3	1	29,000	50,800
一般都営	中層耐火	赤羽西五丁目アパート(6号棟)	北区赤羽西5-6	36.4	1	27,900	46,100
一般都営	高層耐火	赤羽西五丁目アパート(1号棟)	北区赤羽西5-7	40.6	1	31,900	46,300
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート(9号棟)	北区赤羽北3-14	51.0	1	41,500	73,300
一般都営	高層耐火	東日暮里一丁目アパート(1号棟)	荒川区東日暮里1-17	37.9	2	27,100	43,600



種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	東日暮里一丁目アパート (21号棟)		荒川区東日暮里1-17	34.3	1	24,500	40,800
一般都営	高層耐火	南千住二丁目アパート (1号棟)		荒川区南千住2-33	42.2	1	30,400	51,800
一般都営	高層耐火	西尾久八丁目アパート (21号棟)		荒川区西尾久8-10	51.2	1	38,400	74,000
一般都営	高層耐火	坂下二丁目アパート (3号棟)		板橋区坂下1-11	36.1	3	26,900	39,300
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート (8号棟)		板橋区新河岸2-10	37.9	1	26,800	40,200
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート (9号棟)		板橋区新河岸2-10	34.4	1	24,400	37,100
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート (11号棟)		板橋区新河岸2-10	39.0	1	27,800	34,700
一般都営	中層耐火	板橋本町アパート (2号棟)		板橋区本町8-2	36.4	1	26,800	52,900
一般都営	中層耐火	前野町五丁目第2アパート (2号棟)		板橋区前野町5-13	55.9	1	42,800	76,500
一般都営	高層耐火	新河岸一丁目アパート (3号棟)		板橋区新河岸1-3	51.2	1	38,400	66,500
一般都営	高層耐火	速根三丁目アパート (1号棟)		板橋区速根3-15	51.2	3	39,100	70,400
一般都営	中層耐火	練馬富士見台三丁目第2アパート (1号棟)		練馬区富士見台3-13	55.9	1	43,500	84,400
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート (8号棟)		練馬区北町6-8	47.5	1	37,100	73,900
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート (12号棟)		練馬区北町6-12	48.1	1	37,800	76,100
一般都営	中層耐火	南田中アパート (2号棟)		練馬区南田中3-31	32.6	1	23,600	44,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート (8号棟)		練馬区南田中3-31	33.4	1	24,200	48,000
一般都営	中層耐火	南田中アパート (29号棟)		練馬区石神井町1-1	32.6	1	23,600	44,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート (38号棟)		練馬区石神井町1-1	37.0	1	26,700	50,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート (41号棟)		練馬区石神井町1-1	37.3	1	27,200	52,000
一般都営	中層耐火	南田中アパート (48号棟)		練馬区石神井町1-1	33.4	2	24,500	47,000
一般都営	高層耐火	光が丘第1アパート (22号棟)		練馬区旭町1-33	59.6	2	47,200	93,200
一般都営	中層耐火	保木間五丁目アパート (2号棟)		足立区保木間5-29	51.0	1	36,700	61,600
一般都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート (3号棟)		足立区中央本町5-17	55.9	1	40,800	73,200
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート (1号棟)		足立区西保木間3-6	34.3	1	23,700	36,500
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート (10号棟)		足立区西保木間3-11	42.2	1	29,400	46,400
一般都営	中層耐火	六月二丁目第2アパート (2号棟)		足立区六月2-25	48.1	1	34,700	58,000
一般都営	中層耐火	青井四丁目アパート (3号棟)		足立区青井4-37	59.6	1	44,400	86,000
一般都営	中層耐火	弘道二丁目アパート (20号棟)		足立区弘道2-13	55.9	2	40,800	73,300
一般都営	中層耐火	第1保木間アパート (4号棟)		足立区保木間1-24	33.4	1	22,600	35,700
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート (17号棟)		足立区南花畑5-15	37.3	1	24,800	38,900
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート (1号棟)		足立区東保木間1-5	33.4	1	22,500	35,100
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート (3号棟)		足立区東保木間1-5	33.4	1	22,500	35,100

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート (11号棟)		足立区東保木間1-5	33.4	1	22,500	35,600
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート (12号棟)		足立区東保木間1-5	37.3	1	25,100	39,600
一般都営	中層耐火	谷在家アパート (11号棟)		足立区谷在家3-22	35.7	1	24,200	38,300
一般都営	中層耐火	伊興町アパート (1号棟)		足立区伊興1-7	33.4	1	23,000	39,200
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート (4号棟)		足立区辰沼1-2	35.7	1	24,200	37,600
一般都営	高層耐火	花畑第4アパート (11号棟)		足立区花畑8-4	42.0	1	28,100	42,000
一般都営	中層耐火	西新井六丁目アパート (4号棟)		足立区西新井6-15	42.3	1	29,800	41,600
一般都営	中層耐火	舎人町アパート (2号棟)		足立区舎人6-11	42.3	1	29,500	39,500
一般都営	中層耐火	足立入谷町アパート (1号棟)		足立区入谷8-2	55.9	1	39,700	64,400
一般都営	中層耐火	東金町五丁目アパート (3号棟)		葛飾区東金町5-30	55.9	1	41,200	69,600
一般都営	中層耐火	青七丁目アパート (1号棟)		葛飾区青七17-15	59.6	1	45,500	88,000
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート (2号棟)		葛飾区西新小岩1-1	55.9	2	42,400	69,200
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート (4号棟)		葛飾区西水元5-4	59.6	1	43,300	72,800
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート (6号棟)		葛飾区西水元5-9	59.6	1	43,300	72,800
一般都営	中層耐火	南小岩四丁目アパート (19号棟)		江戸川区南小岩4-10	55.9	1	43,600	75,400
一般都営	中層耐火	西瑞江第2アパート (12号棟)		江戸川区西瑞江4-25	59.6	1	46,200	68,300
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート (5号棟)		江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	47,800
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート (6号棟)		江戸川区平井3-4	34.4	1	25,300	43,400
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート (11号棟)		江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	46,900
一般都営	中層耐火	南小岩二丁目第2アパート (2号棟)		江戸川区南小岩2-23	51.0	1	39,300	67,400
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート (2号棟)		江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,100	77,500
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート (3号棟)		江戸川区清新町2-8	55.9	2	44,100	78,800
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート (4号棟)		江戸川区清新町2-8	55.9	3	44,600	86,200
一般都営	高層耐火	八王子石川町アパート (1号棟)		八王子市石川町2955-1	42.2	1	20,700	39,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地 (18-3号棟)		八王子市松が谷18	51.1	1	26,300	42,300
一般都営	中層耐火	立川松中アパート (14号棟)		立川市一番町5-8	35.7	1	17,100	31,400
一般都営	中層耐火	立川松中アパート (16号棟)		立川市一番町5-8	35.7	1	17,100	31,400
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート (52号棟)		立川市富士見町6-52	51.0	1	28,200	51,900
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート (58号棟)		立川市富士見町6-58	42.3	2	23,400	43,100
一般都営	高層耐火	立川富士見町六丁目アパート (51号棟)		立川市富士見町6-51	50.9	4	28,200	57,300
一般都営	中層耐火	下連雀七丁目第2アパート (3号棟)		三鷹市下連雀7-15	48.1	1	35,900	75,200
一般都営	中層耐火	上連雀六丁目アパート (20号棟)		三鷹市上連雀6-6	39.0	1	27,100	59,200

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート(7号棟)	三鷹市上連雀9-37	62.1	1	45,900	94,200
一般都営	中層耐火	府中晴見町二丁目アパート(4号棟)	府中市晴見町2-18	58.1	1	35,700	82,900
一般都営	中層耐火	昭和中見町一丁目アパート(1号棟)	昭島市昭和中見町1-10	59.6	1	34,500	75,100
一般都営	中層耐火	調布富士見町二丁目アパート(1号棟)	調布市富士見町3-17	62.1	1	38,000	90,100
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(5号棟)	調布市国領町3-18	45.1	2	25,100	55,000
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(6号棟)	調布市国領町8-1	53.5	1	31,900	77,500
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(7号棟)	調布市国領町8-1	51.2	1	30,500	74,200
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(9号棟)	調布市国領町8-1	51.2	2	30,500	75,500
一般都営	中層耐火	調布富士見町四丁目アパート(2号棟)	調布市富士見町4-14	62.1	1	37,700	86,400
一般都営	中層耐火	佐須町アパート(3号棟)	調布市佐須町4-1	62.1	1	39,100	91,700
一般都営	中層耐火	染地二丁目アパート(3号棟)	調布市染地1-1	60.2	1	36,500	85,000
一般都営	中層耐火	金森第4アパート(2号棟)	町田市金森2-23	55.9	1	34,100	69,700
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(3号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,400	58,300
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(1号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,400	58,300
一般都営	中層耐火	忠生四丁目アパート(3号棟)	町田市忠生4-10	55.9	1	30,300	55,800
一般都営	中層耐火	小金井東町三丁目第2アパート(2号棟)	小金井市東町3-9	62.1	1	39,500	93,400
一般都営	中層耐火	上水木町五丁目アパート(1号棟)	小平市上水木町5-11	61.5	1	40,600	81,800
一般都営	中層耐火	東村山富士見町アパート(2号棟)	東村山市富士見町2-9	42.3	1	23,000	45,100
一般都営	中層耐火	青葉町三丁目アパート(1号棟)	東村山市青葉町3-1	55.9	1	31,400	57,400
一般都営	高層耐火	田無本町四丁目アパート(1号棟)	西東京市田無町4-10	51.0	2	30,200	68,800
一般都営	中層耐火	田無北原町アパート(8号棟)	西東京市北原町2-2	58.1	1	36,600	80,000
一般都営	中層耐火	田無南町一丁目アパート(1号棟)	西東京市南町1-1	51.0	1	29,400	66,300
一般都営	中層耐火	田無芝久保四丁目アパート(1号棟)	西東京市芝久保町4-25	51.1	1	31,500	68,000
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート(1号棟)	西東京市田無町7-6	51.0	1	28,600	62,300
一般都営	中層耐火	田無芝久保三丁目アパート(4号棟)	西東京市芝久保町3-3	61.3	1	37,800	80,800
一般都営	中層耐火	柳沢二丁目アパート(2号棟)	西東京市柳沢2-15	62.1	1	38,500	84,000
一般都営	中層耐火	狛江アパート(1号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	44,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート(7号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	44,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート(7号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	43,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート(1号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	44,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート(2号棟)	狛江市和泉本町4-7	32.6	1	15,900	40,400
一般都営	中層耐火	狛江アパート(3号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	43,600

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	狛江アパート(3号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	2	16,500	43,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(4号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,500	47,000
一般都営	中層耐火	狛江アパート(4号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,500	46,300
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート(1号棟)	清瀬市竹丘1-15	33.4	1	16,400	35,100
一般都営	中層耐火	野塩五丁目アパート(3号棟)	清瀬市野塩5-255	51.0	1	29,900	56,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-3-6号棟)	多摩市諏訪4-3	37.7	1	17,400	29,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-3-8号棟)	多摩市諏訪4-3	37.7	1	17,400	30,500
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(1-2-2号棟)	多摩市愛宕1-2	38.7	1	18,300	34,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン落合団地(4-4-3号棟)	多摩市落合4-4	51.1	1	25,800	38,200

●東京都告示第四百一号  
東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、

同条例第三条第三項の規定により告示する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

名称	位置	構造及び規模	戸数	収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)	近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)
桐ヶ丘二丁目アパート(1号棟)	北区桐ヶ丘二丁目十五番	高層耐火 三四・六平方メートル	九六戸	三一、二〇〇円	六六、三〇〇円
同右	同右	同右	四八戸	四三、二〇〇円	九一、七〇〇円
同右	同右	同右	一六戸	同右	九一、八〇〇円
同右	同右	同右	同右	五一、八〇〇円	一〇九、九〇〇円
桐ヶ丘二丁目アパート(2号棟)	北区桐ヶ丘二丁目十六番	同右	七八戸	三一、二〇〇円	六六、三〇〇円
同右	同右	同右	同右	五一、八〇〇円	一一〇、〇〇〇円
同右	同右	同右	一六戸	同右	同右
同右	同右	同右	四八戸	四三、二〇〇円	九一、八〇〇円
桐ヶ丘二丁目アパート(3号棟)	北区桐ヶ丘二丁目十七番	同右	三〇戸	三一、二〇〇円	六六、四〇〇円
同右	同右	同右	同右	五一、八〇〇円	一一〇、〇〇〇円
同右	同右	同右	一六戸	同右	同右
同右	同右	同右	八戸	同右	同右
同右	同右	同右	同右	五一、八〇〇円	一一〇、一〇〇円
同右	同右	同右	四二戸	三一、二〇〇円	六六、四〇〇円
同右	同右	同右	同右	四三、二〇〇円	九一、八〇〇円
同右	同右	同右	一四戸	五一、八〇〇円	一一〇、一〇〇円
桐ヶ丘二丁目アパート(4号棟)	北区桐ヶ丘二丁目十八番	同右	二六戸	三一、二〇〇円	六六、四〇〇円
同右	同右	同右	同右	四三、二〇〇円	九一、八〇〇円
同右	同右	同右	一四戸	同右	同右
同右	同右	同右	七戸	同右	同右

同右  
同右  
同右  
同右

同右  
同右  
同右  
同右

●東京都告示第四百二号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三  
条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都  
営改良住宅の使用料を、同条例第三条第二項及び第七十  
一条において準用する同条例第五十六条第一項第三号の規  
定に基づき都営再開発住宅の使用料を次のように変更し、令  
和三年四月一日から実施するので、同条例第三条第三項の  
規定により告示する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

同右  
同右  
同右  
同右

五七・四平方メートル  
三四・六平方メートル  
四七・九平方メートル  
五七・四平方メートル

同右  
二四戸  
一八戸  
六戸

五一、八〇〇円  
三一、二〇〇円  
四三、二〇〇円  
五一、八〇〇円

一一〇、〇〇〇円  
六六、四〇〇円  
九一、八〇〇円  
一一〇、〇〇〇円

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	高層耐火	市ヶ谷富久町アパート（1号棟）	新宿区富久町22-24	37.5	2	31,400
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート（15号棟）	台東区橋場2-16	43.9	1	34,000
改良	高層耐火	立花一丁目アパート（6号棟）	墨田区立花1-27	40.6	1	28,800
改良	高層耐火	東陽一丁目アパート（5号棟）	江東区東陽1-39	36.6	1	29,800
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート（11号棟）	江東区東砂7-13	32.6	1	25,200
改良	中層耐火	鳥山アパート（2号棟）	世田谷区北鳥山2-9	32.6	1	24,500
改良	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート（52-1号棟）	渋谷区幡ヶ谷2-52	36.4	1	31,400
改良	中層耐火	堀船三丁目第2アパート（1号棟）	北区堀船3-1	33.4	1	24,700
改良	中層耐火	荒川八丁目アパート（1号棟）	荒川区荒川8-19	33.4	1	22,900
改良	中層耐火	亀有一丁目アパート（2号棟）	葛飾区亀有1-16	48.1	1	35,400
改良	中層耐火	平井一丁目アパート（8号棟）	江戸川区平井3-4	33.4	1	24,700
改良	中層耐火	昭島玉川町アパート（4号棟）	昭島市玉川町1-10	48.1	1	26,400
再開発	高層耐火	西大久保アパート（5号棟）	新宿区大久保3-9	43.9	1	37,300
再開発	高層耐火	小松川アパート（1号棟）	江戸川区小松川2-1	59.8	1	47,400

●東京都告示第四百三三号

平成十八年東京都告示第千三百六十四号（特定家庭用機器相対評価方法等基準及び省エネルギー性能等を示す事項を記載した書面について）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第二 一中「エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置」や「エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他のその事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置」に定める。

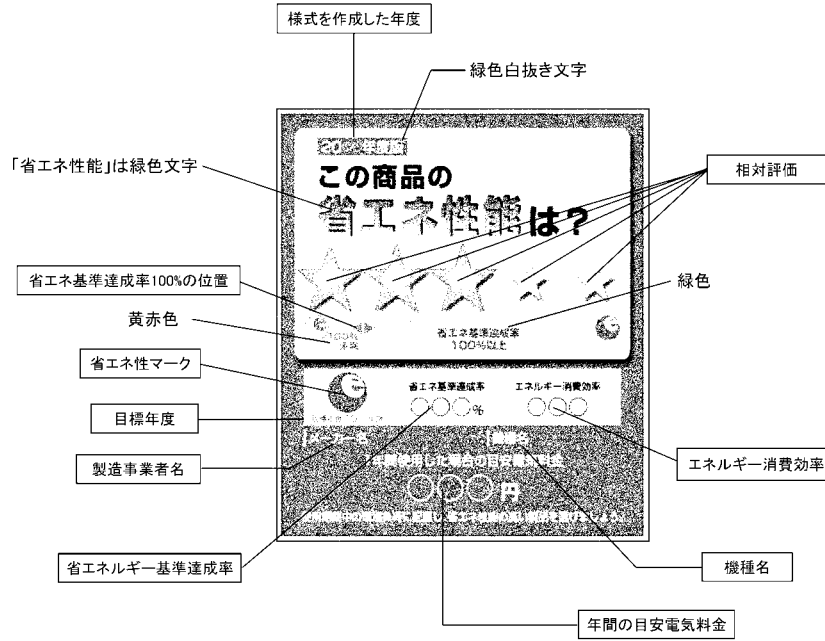
第三を次のように改める。

第3 東京都省エネルギー

東京都省エネルギーの様式は、次のとおりとする。

- 1 エアコンディショナー及びテレビジョン受信機の東京都省エネルギー 別記様式1
  - 2 電気冷蔵庫の東京都省エネルギー 別記様式2
- 別記様式を次のように改める。

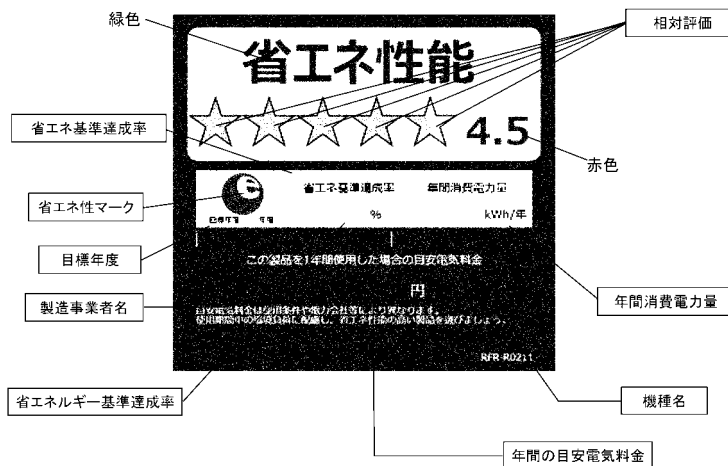
別記様式1



備考

- 1 背景色は緑色、背景色に掛かる文字は白抜き文字を原則とする。
- 2 特に指定のない部分の文字は黒色とする。
- 3 相対評価を示す星印は達成に応じた数を、黄色で大きく表示し、それ以外の星印は灰色とする。
- 4 省エネルギー基準達成率とは、規則第13条の6第2項第3号に定める百分率とする。
- 5 目標年度とは、規則第13条の6第2項第4号に定める年度とする。
- 6 年間の目安電気料金とは、規則第13条の6第2項第8号に定める電気料金とする。
- 7 印刷上の制約などから規定された色を使用することができない場合は、黒色を使用してもよい。

別記様式2



備考

- 1 背景色は緑色、背景色に掛かる文字は白抜き文字を原則とする。
- 2 特に指定のない部分の文字は黒色とする。
- 3 相対評価の小数点以下第1位が0から4までの場合は整数部分の星の数を黄色で表示し、その他の部分は白で表示。相対評価の小数点以下第1位が5から9までの場合は整数部分の星の数に半星を加えたものを黄色で表示し、その他の部分は白で表示。
- 4 省エネルギー基準達成率とは、規則第13条の6第2項第3号に定める百分率とする。
- 5 目標年度とは、規則第13条の6第2項第4号に定める年度とする。
- 6 年間の目安電気料金とは、規則第13条の6第2項第8号に定める電気料金とする。
- 7 印刷上の制約などから規定された色を使用することができない場合は、黒色を使用してもよい。

附則

令和三年十月三十一日までの間における電気冷蔵庫の東京都省エネラベルの様式については、この告示による改正後の特定家庭用機器相対評価方法等基準及び省エネルギー性能等を示す事項を記載した書面について第3及び別記様式2の規定にかかわらず、なお従前の例によることができ

●東京都告示第四百四号

平成二十一年年東京都告示第十三百三十六号(東京都建築物環境配慮指針)の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

別表第一エネルギー使用の合理化の部建築物の熱負荷の低減の項ア中

「① 地域区分が4の場合 全住戸の外皮平均熱貫流率が0.56W/(m<sup>2</sup>・K)以下であること。」

「なお、建築物の増築の場合にあつては、増築部分に限る。以下この表において同じ。」

① 地域区分が4の場合 全住戸の外皮平均熱貫流率が0.56W/(m<sup>2</sup>・K)以下であること。

改め、同項ウを次のように改める。

ウ イの住宅仕様基準の基準に適合しないこと又は外皮平均熱貫流率等がア及びイの評価基準に適合しない(外皮平均熱貫流率等が算出されない場合を除く。)こと。

別表第一エネルギー使用の合理化の部建築物の熱負荷の低減の項ウ中「式」の次に「(同備考中「特定建築物」とあるのは「建築物」と読み替える。)」を「こと」の次

じ。ただし、住宅以外の用途に供する部分の全部が規則第8条の3第2項第9号に規定する用途又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第18条第1号に該当する場合は、この評価基準を適用しない。オ及びカについても同様とする」を加え、同項カ中「エ及び」や「PAL\*低減率がエ及び」を「こと」の次に「。ただし、PAL\*低減率が算出されない場合を除く」を加える。

別表第一エネルギー使用の合理化の部省エネルギーシムテムの項ア中「ERR=100×(1-BEI)」を「ERR=(1-BEI)×100」を「同項ウを次のように改める。ウ ERRがア及びイの評価基準に適合しない(ERRが算出されない場合を除く。)こと又は単位住戸がイの評価基準に適合しないこと。」

別表第一エネルギー使用の合理化の部省エネルギーシムテムの項ウ中「規定する式」の次に「(同備考中「特定建築物」とあるのは「建築物」と読み替える。)」を加え、「供する床面積の合計」を「供する部分の床面積の合計)。ただし、住宅以外の用途に供する部分の全部が建築物省エネ法第18条第1号に該当する場合は、この評価基準を適用しない。オ及びカについても同様とする。」を改める。

別表第一エネルギー使用の合理化の部省エネルギーシムテムの項カ中「エ及び」を「ERRがエ及び」を「こと」の次に「。ただし、ERRが算出されない場合を除く」を加える。

別表第一資源の適正利用の部オン層の保護及び地球温暖化の抑制の款断熱材用発泡剤の項ア中「あること」の次

じ。「ただし、断熱材を使用しない建築物については、この評価基準を適用しない。イ及びウについても同様とする」を加え、同款空気調和設備用冷媒の項ア中「こと」の次に「。ただし、空気調和設備を設置しない建築物については、この評価基準を適用しない。イ及びウについても同様とする」を加える。

別表第一ヒートポンプ現象の緩和の部建築設備からの人工排熱対策の項アただし書中「場合」の次に「又は住宅以外の用途に供する部分の全部が規則第8条の3第2項第9号に規定する用途若しくは建築物省エネ法第18条第1号に該当する場合」を加え、「評価基準は」を「評価基準を」を「同部E.V及びP.H.V用充電設備の設置の項ア中「こと」の次に「。ただし、駐車場を設置しない場合は、この評価基準を適用しない。イ及びウについても同様とする」を加える。

附則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

●東京都告示第四百五号

令和二年東京都告示第二百二十二号(東京都マンション環境性能表示基準)の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

別表中

再エネ設備・電気	建築物評価基準の各細区分の段階1を1点、段階2を2点、段階3を3点とし、その合計点にしたがって次
----------	--

を

のとおりとする。  
 4点以上の場合は★★★★★  
 3点の場合は★★★☆☆  
 2点以下の場合は★★☆☆☆

再エネ設備・電気  
 建築物評価基準の各細区分の段階1を1点、段階2を2点、段階3を3点とし、その合計点にしたがって次のとおりとする。ただし、再生可能エネルギーの変換利用の細区分に係る建築物評価基準を適用しない場合は当該細区分について1点とする。  
 4点以上の場合は★★★★★  
 3点の場合は★★★☆☆  
 2点以下の場合は★★☆☆☆

に改める。

附則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

●東京都告示第四百六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、港区の児童自立支援施設に係る事務を次の規約により受託するので、同条第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第二項の規定により告示する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

港区の児童自立支援施設に係る事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、港区（以下「甲」という。）は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十四条に規定する児童自立支援施設に係る事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を東京都（以下「乙」という。）に委託する。

（管理及び執行の方法）

第二条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第三条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、甲と乙とが協議して定める。この場合において、乙は、あらかじめ委託事務の管理及び執行に要する経費の見積りに関する書類を甲に送付するものとする。

（収入の帰属）

第四条 委託事務の管理及び執行に係る使用料及び手数料並びに財産収入及び諸収入は、全て乙の収入とする。

（収入及び支出の経理）

第五条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について経理を明確にしておくものとする。

（収入及び支出の精算）

第六条 乙は、毎年度終了後、速やかに委託事務に係る収入及び支出の精算を行い、その明細を甲に通知する。

（条例等の制定又は改廃の場合の措置）

第七条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の

条例等が制定され、若しくは廃止され、又はその全部若しくは一部が改正された場合においては、乙は、直ちにその旨を甲に通知するものとする。

（委託事務の廃止に伴う決算処理等）

第八条 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出は、当該廃止の日をもってこれを打ち切り、乙がこれを決算する。

（委託事務の管理及び執行の細目）

第九条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附則

この規約は、令和三年四月一日から施行する。

●東京都告示第四百七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条の二第二項の規定による届出を同条第三項の規定により審査した結果、次の加入区について法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認められたので、法第百十二条の二第三項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号）第二十五条の規定により告示する。

なお、法第百十二条第一項の規定による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和三年四月一日から発生する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

元町加入区



神津島加入区

●東京都告示第四百八号

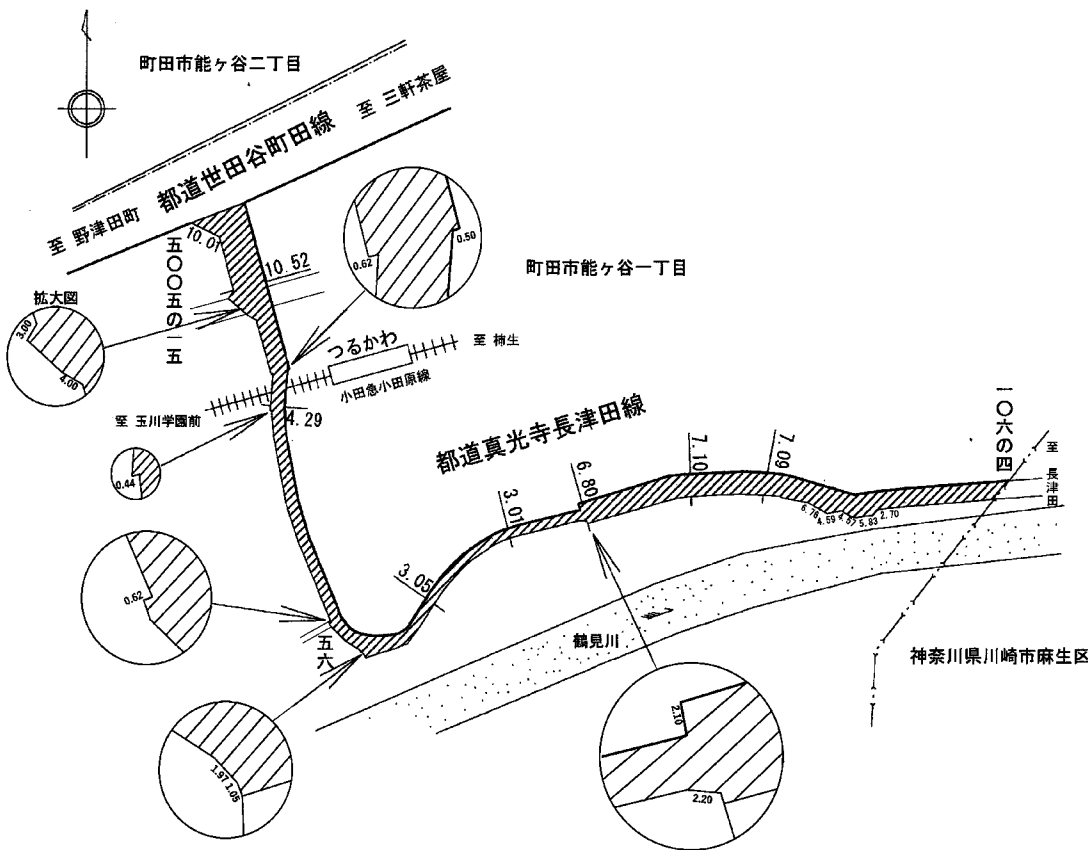
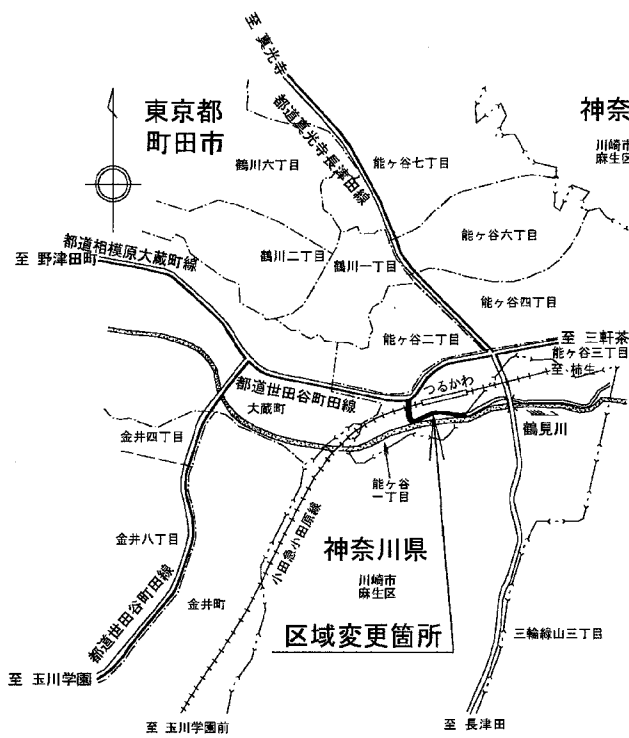
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

別図

都道真光寺長津田線区域変更略図  
町田市能ヶ谷一丁目地内



延長 三六八・二一メートル  
面積 二、〇六三・一五平方メートル



その関係図面は、令和三年三月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
令和三年三月三十一日  
東京都知事 小池百合子  
真光寺長津田

- 一 路線名 真光寺長津田
- 二 変更の区間 町田市能ヶ谷一丁目五千五百十五地先から同所百六番四地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり
- 四 変更の期日 令和三年四月一日

●東京都告示第四百九号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第一百七号)

第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及び面積を次のとおり変更する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

公園名 変更内容 変更年月日

東京都立葛西臨海公園 別図のとおり 令和三年四月一日

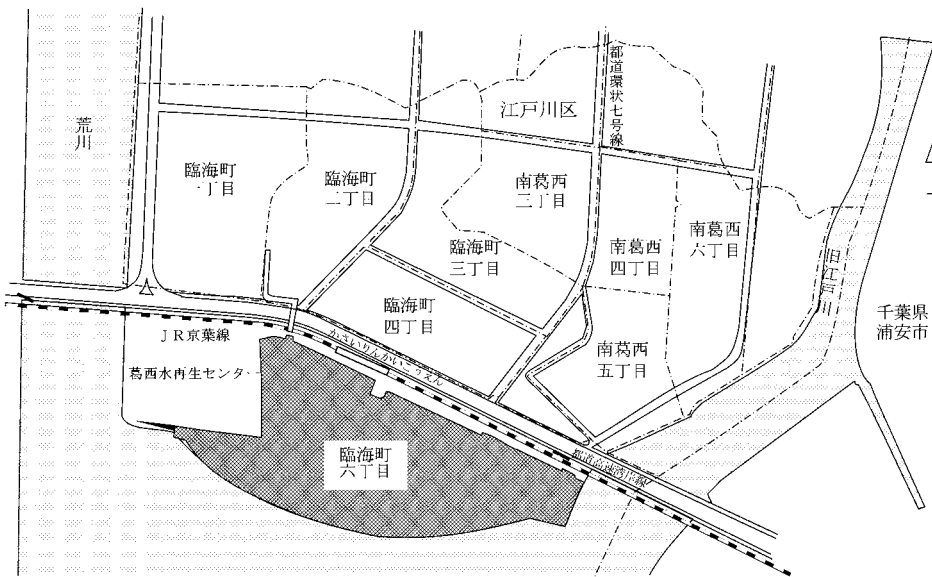
別図

東京都立葛西臨海公園 区域変更略図

変更箇所 江戸川区臨海町六丁目

変更前の区域	面積	変更後の面積	面積
追加区域	一、四〇〇・〇五	追加区域	一、四〇〇・〇五
変更後の面積	七七八、五九七・四九	変更後の面積	七七八、五九七・四九

平方メートル  
平方メートル  
平方メートル



●東京都告示第四百十号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

種類	名称	変更前	変更後	所在地	変更年
港湾施設用地	青海ふ頭地区	四六八・七五〇・八二平方メートル	四八三・三〇八・三四平方メートル	江東区青海二丁目、同区青海三丁目及び同区青海四丁目	令和三年四月一日

●東京都告示第四百十一号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

種類	名称	変更前	変更後	所在地	変更年
港湾施設用地	中央防波堤内側地区	二七一・四五〇・七五平方メートル	二七三・〇六八・九九平方メートル	江東区海の森一丁目、同区海の森二丁目及び同区海の森三丁目	令和三年四月一日

●東京都告示第四百十二号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設の供用を中止する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

種類	名称	規模	所在地	中止期間
岸壁	フェリ一ふ頭	延長一九三メートル水深A・P・(-)	江東区有明四丁目	令和三年四月一日から令和五年三月三十一日まで
岸壁	フェリ二ふ頭	延長二二八メートル水深A・P・(-)	江東区有明四丁目	同右

●東京都告示第四百十三号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、平成二十七年東京都告示第千二百号で供用を中止した港湾施設のうち、次の施設について、供用を再開する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

種類	名称	級別	規模	所在地	再開年
野積場	十号ふ頭	一級	一〇・五二九平方メートル	江東区有明四丁目	令和三年四月一日
野積場	背野積場				

●東京都告示第四百十四号

東京都営空港条例施行規則(昭和三十七年東京都規則第七十六号)第四条第二項の規定に基づき、東京都調布飛行場駐車場の駐車券の様式を次のように定め、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

東京都調布飛行場駐車場駐車券



- ・縦 54ミリメートル 横 86ミリメートル
- ・地色、文字の色及び図柄は、必要に応じて変更することがある。

公 告

東京都体育館の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、東京都体育館の施設の休館日を次のように変更する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

開館 令和三年四月十九日、同年五月十七日及び同年六月二十一日

二 理由

使用者の利便性の向上のため

駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設を次のように休館する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名及び期日

(一) 陸上競技場

令和三年四月五日、同月十二日、同月十九日、同月二十六日、同月三十日、同年五月六日、同月十日、同月十七日、同月二十四日、同月三十一日、同年六月七日、同月十四日、同月二十一日及び同月二十八日

(二) 第一球技場、第二球技場、テニスコート、補助競技

<p>場、軟式野球場及び硬式野球場</p> <p>令和三年四月五日、同月十九日、同年五月十日、同月十七日、同年六月七日及び同月二十一日</p> <p>二 理由</p> <p>施設設備の整備及び保守点検のため</p> <p>駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設の開場時間を次のように変更する。</p> <p>令和三年三月三十一日</p>	<p>一 施設名及び期日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>体育館及び屋内球技場</p> <p>休館 令和三年四月五日、同年五月十日及び同年六月七日</p> <p>二 理由</p> <p>施設設備の整備及び保守点検のため</p> <p>駒沢オリンピック公園総合運動場の開場時間の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設の開場時間を次のように変更する。</p> <p>令和三年三月三十一日</p>	<p>一 施設名、期日及び開場時間</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>(一) 陸上競技場及び第一球技場</p> <p>令和三年四月一日から同年六月三十日まで</p> <p>午前八時三十分から午後五時まで</p> <p>(二) 補助競技場</p> <p>令和三年五月十八日</p> <p>午後五時から午後九時まで</p> <p>(三) テニスコート</p> <p>令和三年四月十二日、同月二十六日、同年五月六日、同月二十四日、同月三十一日、同年六月十四日及び同月二十八日</p> <p>午後零時三十分から午後六時三十分まで</p> <p>(四) 軟式野球場</p> <p>令和三年四月十二日、同月二十六日、同年五月六日、同月二十四日、同月三十一日、同年六月十四日及び同月二十八日</p> <p>午前八時三十分から午後零時三十分まで</p> <p>(五) 硬式野球場</p> <p>令和三年四月二十六日、同年五月六日、同月二十四日、同月三十一日、同年六月十四日及び同月二十八日</p> <p>午後零時三十分から午後九時まで</p> <p>(六) トレーニングルーム</p> <p>ア 令和三年四月一日から同年六月三十日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く開館日</p> <p>午前九時から午後九時三十分まで</p>
<p>イ 令和三年四月一日から同年六月三十日までの(一)アの期日を除く開館日</p> <p>午前七時三十分から午後九時まで</p> <p>二 理由</p> <p>使用者の利便性の向上、施設設備の整備及び保守点検のため</p> <p>東京武道館の開場時間の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、東京武道館の施設の開場時間を次のように変更する。</p> <p>令和三年三月三十一日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 施設名</p> <p>トレーニングルーム</p> <p>二 期日</p> <p>令和三年四月一日から同年六月三十日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く開館日</p> <p>三 開場時間</p> <p>午前九時から午後十時まで</p> <p>四 理由</p> <p>使用者の利便性の向上のため</p> <p>東京辰巳国際水泳場の休館日の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の休館日を次のように変更する。</p>	<p>イ 令和三年四月一日から同年六月三十日までの(一)アの期日を除く開館日</p> <p>午前七時三十分から午後九時まで</p> <p>二 理由</p> <p>使用者の利便性の向上、施設設備の整備及び保守点検のため</p> <p>東京武道館の開場時間の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、東京武道館の施設の開場時間を次のように変更する。</p> <p>令和三年三月三十一日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 施設名</p> <p>トレーニングルーム</p> <p>二 期日</p> <p>令和三年四月一日から同年六月三十日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く開館日</p> <p>三 開場時間</p> <p>午前九時から午後十時まで</p> <p>四 理由</p> <p>使用者の利便性の向上のため</p> <p>東京辰巳国際水泳場の休館日の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の休館日を次のように変更する。</p>	<p>イ 令和三年四月一日から同年六月三十日までの(一)アの期日を除く開館日</p> <p>午前七時三十分から午後九時まで</p> <p>二 理由</p> <p>使用者の利便性の向上、施設設備の整備及び保守点検のため</p> <p>東京武道館の開場時間の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、東京武道館の施設の開場時間を次のように変更する。</p> <p>令和三年三月三十一日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 施設名</p> <p>トレーニングルーム</p> <p>二 期日</p> <p>令和三年四月一日から同年六月三十日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く開館日</p> <p>三 開場時間</p> <p>午前九時から午後十時まで</p> <p>四 理由</p> <p>使用者の利便性の向上のため</p> <p>東京辰巳国際水泳場の休館日の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の休館日を次のように変更する。</p>

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

開館 令和三年四月十九日、同年五月十七日及び同年六月二十一日

二 理由

使用者の利便性の向上のため

東京辰巳国際水泳場の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の開場時間を次のように変更する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

令和三年四月一日から同年六月三十日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く開館日

二 開場時間

午前九時から午後十時まで

三 理由

使用者の利便性の向上のため

若洲海浜公園ヨット訓練所の休館日の変更に

ついて

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、若洲海浜公園ヨット訓練所の休館日を次のように変更する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

開館 令和三年五月四日  
休館 令和三年五月六日

二 理由

使用者の利便性の向上のため開館し、施設設備の整備及び保守点検のため休館する。

若洲海浜公園ヨット訓練所の開場時間の変更

について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、若洲海浜公園ヨット訓練所の開場時間を次のように変更する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

令和三年四月二十四日、同月二十五日、同月二十九日、同年五月一日から同月五日まで、同月八日、同月九日、同月十五日、同月十六日、同月二十二日、同月二十三日、同月二十九日、同月三十日、同年六月五日、同月六日、同月十二日、同月十三日、同月十九日、同月二十日、同月二十六日及び同月二十七日

二 開場時間

午前八時から午後六時まで

三 理由

使用者の利便性の向上のため

武蔵野の森総合スポーツプラザの休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、武蔵野の森総合スポーツプラザの休館日を次のように変更する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

開館 令和三年四月十九日、同年五月十七日及び同年六月二十一日

休館 令和三年四月二十八日、同年五月十九日、同年六月九日及び同月二十二日

二 理由

使用者の利便性の向上のため開館し、施設設備の整備及び保守点検のため休館する。

東京都障害者総合スポーツセンターの休業日の変更について

東京都障害者スポーツセンター条例（昭和五十九年東京都条例第二十四号）第五条ただし書の規定により、東京都障害者総合スポーツセンターの休業日を次のように変更する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名及び期日

(一) 体育館、プール、卓球室、サウンドテーブルテニス室、集会室、印刷室、宿泊施設、運動場及び庭球場  
令和三年五月十五日

(二) トレーニングルーム、洋弓場及び研修室

令和三年五月二十九日

二 理由

施設設備の整備及び保守点検のため

東京都多摩障害者スポーツセンターの休業日  
の変更について

東京都障害者スポーツセンター条例（昭和五十九年東京都条例第二十四号）第五条ただし書の規定により、東京都多摩障害者スポーツセンターの休業日を次のように変更する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

休業 令和三年五月二十九日

二 理由

施設設備の整備及び保守点検のため

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

